

介護手当の受給に関するお知らせ



佐渡市では、重度心身障害者（以下「障がい者」という。）を介護している方を対象に、障がい者の生活向上と福祉の増進を図ることを目的に、介護手当を支給しています。



受給要件など

対 象 者	次の ①～③ のいずれかに該当する方を介護している家族の方 ① 65歳以上で寝たきり又は認知症の状態が6ヶ月以上継続している方 ② 身体障害者手帳 1級又は2級の交付を受けた方で寝たきりの方 ③ 療育手帳Aの交付を受けた方
支 給 額	1月あたり 5,000円
支 給 月	9月（4～9月分）・3月（10～3月分） ※ 支給月の末日に指定の口座へ振込する予定です。
そ の 他	○ 当該期間の現況届（支給月の前月に案内）の提出がないと手当の支給がされないのをご注意ください。 ○ ひと月のすべてが在宅でない状態（入院・入所）が3ヶ月以上継続した場合は、支給停止となります。

手続きが必要なとき

申請後に、受給者・障がい者の方の状況が変わるなど、次の事項に該当する場合は、下記のとおり手続きが必要です。

なお、受給資格がなくなった後も手当を受給していた場合は、資格がなくなった月の翌月分から手当の総額を返還していただくことになりますのでご注意ください。

手続きが必要なとき		必要な手続き
受給者	市外へ転出または死亡 住所が変わった（転居など） 手当の振込口座を変更したい 介護する方が変わった	市役所窓口で受給者変更の手続きをしてください。 （受給者と障がい者が別世帯の場合は、「別居介護申立書」が必要です。）
障がい者	市外へ転出または死亡 介護老人福祉施設（特養など）に入所 特別障害者手当を受給することになった	市役所窓口で受給資格喪失の手続きをしてください。 （あわせて「現況届」が必要です。）

【お問い合わせ】

佐渡市役所 社会福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係
各市民センター 高齢福祉担当窓口

電話 0259-63-3790

【2026.04 発行】